

## 2 障害の特性

【当事者の声】障害は、たとえ同じ種別に区分されていても、非常に多様性があることを理解してほしい。そして、適切な配慮ができるよう個々の話をしっかりと聴いてほしい。

☆ここで挙げているのはあくまで例示です。

☆また、2種類以上の障害を併せ持つ重複障害（視覚障害と聴覚障害（盲ろう）、身体障害と知的障害、肢体不自由と内部障害等）の方もいます。

区分		内容・特性等	困っていることの例	
身体障害	視覚障害	・視覚障害には、①視力障害：全く見えない（全盲）、矯正しても視力が弱い（弱視）、②視野障害：中心が見えない、半分しか見えない、望遠鏡を通してしか見えない、③色覚障害：色の判別がつかない、一定の色が分かりにくいなど、様々な見えにくさがある。中途視覚障害者が多く、生まれつき障害のある人は少ない。 視覚情報が得られない・得にくいことで、外出をはじめとする移動や文字の読み書きに不自由を感じている。文字は読めるが、障害物にぶつかってしまう等外出は困難という人もいれば、外出に不自由は感じないが、文字は読みにくい人もいる。文字と点字のいずれも読めない人がいて、音声を中心に情報を得ている。	・慣れていない場所では、一人で移動するのが困難。慣れている場所でも、点字ブロックの上に自転車等の障害物があると、ぶつかって方向を見失ったり、転倒するなどの危険がある。 ・バス等において、乗客の列の動きが分からず、取り残されることがある。 ・初めて利用するトイレは、入口まででなく個室の配置を説明してもらわないと分からない場合がある。 ・文字の読み書きが難しい場合がある。文書又は掲示が見えないため、大切なお知らせの存在に気付かないで不利益を受けることがある。	
	聴覚障害 言語障害	・聴覚障害者の中には、生まれつき全く音が聞こえない方や聞こえにくい方（難聴）がいる。また、事故や病気、加齢によって聞こえなくなる（中途失聴）方もいる。 ・外見では分かりにくい（後ろから声を掛けられても分からない。）。 ・手話ができない方も、筆談が苦手な方もいる。 ・声に出して話せても聞こえているとは限らない。 ・言葉の理解が悪くて話せない場合と、言葉の理解はできるが話せない場合とがある。 ・発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりする。	・呼鈴や自動車音、アナウンス等の日常生活音や社会音に気付かないことがある。補聴器や人工内耳も、残響や反響のある音が聞こえにくい。 ・知りたいことを質問できない不便さが理解されず、さほど不自由していないと誤解されることがある。 ・話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まないため、本人が引け目を感じてしまう。  【手話を使っている当事者の声】聞こえる人は、元々聴力のない者のことを想像しにくいと思う。手話は言語そのものであり、筆談ができればそれでよいというものではない。  【中途失聴・難聴の当事者の声】「話せるから聞こえる」「聞こえない人は手話を使う」と誤解されることがある。メモでの対応等の適切なコミュニケーション方法を確認してほしい。	
	肢体不自由	・病気や事故による脳や手足の損傷などにより、手や足、体幹の機能の一部又は全部に障害がある（いくつかの障害が合併していることもある）。日常生活上の動作に支障があり、杖や装具、車いすなどを使用する。 ・脳性マヒの方は、発語の障害に加え、不随意運動で顔や手足などが自分の思いとは関係なく動いてしまうため、自分の意思を伝えるににくい方もいる。 ・脊髄を損傷された方は、手足が動かない、感覚がない、周囲の温度に応じた体温調節が困難な方がいる。	・立つ、座る、歩く等の動作が困難。 ・車いす利用者は、段差や坂道が移動の妨げとなる。 ・字を書く、物をつかむことや握ること、小さなボタンスイッチやタッチパネルの操作が困難。 ・公衆トイレに必要な設備が整っていないと外出がしにくい。	
	内部障害	・心臓、腎臓、呼吸器、肝臓、ぼうこう・直腸、小腸、免疫機能等に生じる障害に応じた配慮が必要である。 ・合併症の発症などで身体機能が低下している方もいる。 ・ストマ(*)を付けている方（オストメイト）もいる。 *消化管や尿路の疾患等により、腹部に便又は尿を排泄するために増設された排泄口	・外見からは分からないため、周囲の人からの理解が得られにくい。 ・内臓機能の低下に伴い、長時間の作業や重たい荷物の運搬などの行動が制限される。 ・携帯電話やたばこの煙などにより臓器に影響を受ける。 ・広めの洋式トイレや専用のトイレが必要である。 ・定期的に人工透析を受けている場合など、仕事や会議等の曜日や時間の調整が必要となる。	
知的障害	・知的能力の発達の遅れのため、日常生活や社会において不適応な行動をとる。 ・複雑な会話や抽象的な表現は理解しにくい場合がある。 ・読み書き計算などが苦手な方がいる。 ・てんかんを伴う場合もある。 ・ダウン症は、染色体異常による疾患であり、多くの場合、筋肉の低緊張、身体の成長や知的面・言語面で発達の遅れがある。また、心臓疾患のほか、消化器、目（屈折異常等）、耳（難聴等）等の疾患があることも多い。特性として、言葉で理解するのは苦手であるが、目で見て覚えることは得意であること、疲れやすく持続することが難しいこと、動作がゆっくりしていることなどがある。	・理解するまでに時間がかかる。 ・急激な状況変化に対応することが難しい。 ・金銭管理、買い物、家事などの適応に困難を抱えている。 ・不審者であるとの誤解を受け、通報されることがある。 ・「顔を洗う」「排せつをする」など、日常的な動作に補助が必要な場合がある。 ・言われたことをすぐに忘れてしまう。 ・「頑固」「強情」と思われることがある。 ・話せる言葉が少ない。あるいは、発音や発語が不明瞭であるため、コミュニケーションに困難が生じる。		
精神障害	精神障害	・統合失調症、うつ病等の精神疾患により、幻覚や妄想、不安や不眠、突然の動悸や発作などが見られ、日常生活に困難が生じる。  【当事者の声】なかなか理解してもらえず、誤解や偏見を持たれやすい。その日の体調によって動けなくなることもあり、予約が難しい人もいる。また、パーキンソン病で歩行障害を抱える人もいる。	・病状や生活機能が動揺しやすい。判断能力や行動のコントロールが著しく低下することがある。 ・心の疲労がたまり、不眠などの生活のリズムが崩れ、日常生活に支障をきたす。 ・外見からは分からないため、周囲の人からの理解が得られにくい。	
	発達障害	自閉症	・自閉症スペクトラム障害。知的な遅れがある場合、ない場合がある。 ・社会性のアンバランス、コミュニケーションの質的障害（話し言葉の発達の遅れ、質問のオウム返し等）、興味・関心の偏り、パターン化した行動、強いこだわりがある。 ・他者の立場に立って相手のことを想像するのが苦手。言外の意味や場の雰囲気を読み取るのが苦手。 ・予定通りにいかないと不安になったり、見通しが持てなくなったりして、結果、困った時に声を出したりする。 ・音や光、触られること等に感覚過敏な方も多い。大勢の人がいる場所が苦手な方もいる。	・「本人の努力が足りない」「治るもの」と誤解されることがある。 ・交通機関の緊急のアナウンス等耳で聞く情報が容易に理解できない。 ・内容が複雑だと情報の理解が難しい場合がある。 ・外見からは分からないため、周囲の人からの理解が得られにくい。
		注意欠陥多動性障害（ADHD）	・不注意（注意が長続きせず、気が散りやすい。約束を守れない）、多動（落ち着かない。過度にしゃべる）、衝動性（他の人がしていることを邪魔したりしてしまう。質問が終わる前に答える）が強い。	・年齢や発達に不釣り合いな行動が多く、社会的な活動や学業に支障をきたすことがある。 ・コミュニケーションや人間関係の構築に問題が生じる。
		学習障害（LD）	・読む、書く、計算など特定の能力に著しい困難がある。	・特定分野でできないことを除けば遅れは見られないため、「頑張ればできる」「努力が足りない」「勉強不足」とやり過ごされる事が多い。
	高次脳機能障害	・脳の損傷に起因する記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会行動機能障害、失語、半側空間無視(*)等の症状に応じた配慮が必要である。 ・損傷の部位や程度等により、症状は様々である。 *脳の片側半球の損傷により、それに対応した側からの情報・感覚を認識できなくなってしまう症状	・症状があることに気づきにくく、外見からも分からないため、周囲の人からの理解が得られにくい。  【当事者の声】疲れやすく、待つことが苦手で、感情のコントロールが利かない。記憶障害や失語症のせいで、話を聞いても憶えられない、理解できない。理解できても段取り良く物事を進められない。このようなことから窓口で必要な手続きができない人もいる。	
難病	・上下肢障害、発語障害、精神症状等、難病に起因して生じる障害の程度に応じた配慮が必要である。 ・1日の中でも体調の良し悪しにむらがある。体温調節が困難な方がいる。 ・立つ、座る、歩く等の動作が困難な方がいる。	【当事者の声】300を超える疾病が障害者総合支援法の対象となっているが、難病そのものは一般に知られていない。症状は様々であり、まずはそのような疾病があることを知ってほしい。		